

ボランティア活動助成制度要綱

I 名称及び目的

- 1 この制度の名称は、松浦市社会福祉協議会ボランティア活動助成制度（以下、制度という。）とし、松浦市内のボランティア活動を実施する団体・個人を支援する目的のために助成を行う。

II 内 容

- 1 事業に係る費用又は物品助成
 - ①助成限度額：1万円（千円未満切り捨て。）
 - ②助成物品：ボランティア活動に必要な物品
 - ③助成回数：年度内に1回限り。

III 助成申請

- 1 助成の申請を行う者は、ボランティア活動を実施する代表者、又は個人でボランティア活動を実施する者で、別紙申請書に必要事項を記入し、社会福祉法人松浦市社会福祉協議会会長（以下、会長）へ申請を行うものとする。

IV 助成申請の決定

- 1 申請があった時は、提出された申請書を精査し、審査を行うものとする。
- 2 助成の可否が決定された場合は、申請者に対し決定・不決定を文書等により通知する。
- 3 助成の可否が決定されたものについては、決定した翌月の業務検討会議で報告する。

V 助成金品の交付

- 1 助成決定の通知を受け、助成金品の交付を受けようとする者は、速やかに交付を受けるものとする。
- 2 助成金品の交付は、原則として申請者本人への現金、現物渡しとし、自筆による署名・捺印のある受取領収書を徴するものとする。ただし、事由により代理人が受け取る場合には、代筆による署名・捺印を徴し、同時に代理人の署名・捺印も徴するものとする。

VI 活動完了報告

- 1 活動を完了したときは、別紙活動報告書に内容を記載し、併せて写真及び領収書（写し）等、活動完了が確認できるものを速やかに会長あて提出するものとする。